

伊予市高齢者配食サービス業務仕様書

1 目的

本仕様書は伊予市高齢者配食サービス事業実施要綱（平成 28 年 1 月 8 日告示第 12 号）に基づき、高齢者の食生活の自立及び健康増進を図るとともに、安否確認を行い在宅での生活を支えることを目的とする。

2 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年間）

3 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者に対し配達日の協議及び確認を行うこと。
- (2) 利用者世帯に対し弁当の配達を行うこと。（1 世帯当たり 1 日 1 回限度）
- (3) 伊予市高齢者見守りネットワーク業務実施要綱（平成 27 年伊予市告示第 37 号）に基づく協定を締結し、通常業務の範囲で見守り活動を行うこと
- (4) 配達の際は原則手渡し、利用者への声かけ及び健康状態の確認を行い、利用者が連絡なく不在であるなどして安否が疑われるときは、緊急連絡先の家族等及び伊予地域包括支援センター・市役所等へ連絡すること。
- (5) 利用者の異変を発見した場合も同様とし、緊急を要する場合は即座に警察、消防へ通報を行うこと。
- (6) 適正な価格及び高齢者に配慮した内容の弁当を提供し、係る費用（弁当代金）を利用者から徴収すること。

4 配食サービス提供地域（範囲）

伊予地域・中山地域・双海地域

（参考）伊予市高齢者安否確認業務（配食サービスを利用した安否確認業務）の実績

| R 4 年度実績 | 伊予地域 | 中山地域 | 双海地域 |
|------------|----------|----------|----------|
| 利用者数（月平均） | 38 人 | 17 人 | 11 人 |
| 委託延べ件数（年間） | 9, 824 件 | 3, 200 件 | 2, 250 件 |
| 月平均件数 | 約 819 件 | 約 267 件 | 約 188 件 |

5 業務従事者

- (1) 業務責任者

3の全業務に係る責任者を配置すること。

(2) 調理業務従事者

弁当の調理に従事する者を配置すること。(兼務可)

(3) 配達業務従事者

弁当の配達に従事する者を配置すること。(兼務可)

6 管理責任

(1) 衛生管理

食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び愛媛県食品衛生法施行条例(平成12年条例第16号)規定による基準を満たし、衛生的な調理と配達が実施できるよう営業施設及び設備を整備し、適切に管理運営すること。

また、マスク等を着用し感染予防に努めること。

(2) 安全運転管理

道路交通法(昭和32年法律第105号)に基づく安全運転管理者の設置が義務付けられる業務所にあつては安全運転管理者を、同法による設置義務のない業務所にあつては業務責任者をもって、配達等に係る車両の安全運行及び事故の防止に関する取り組みを行うこと。

(3) 業務従事者の教育及び研修

業務の実施に係る利用者に対する説明等について、利用者の利便、事情に配慮した対応を行う他、利用者との良好なコミュニケーションが図れるよう、適宜、研修を行うこと。

7 危機管理

食中毒の発生、配達車両の事故、車両等の故障、職員の欠員、その他業務実施時の危機を想定し、回避する手段や直面した場合の対応等について定めること。

また、業務実施にあたり事故等の防止に努め、万一事故が生じた場合は、その責任において処理するとともに市へ報告すること。

8 実績報告書の提出

業務を実施した日の属する月の翌月10日(当該日が市の休日にあつて、その翌日)までに市が指定する様式にて提出すること。

9 委託料の請求・支払

業務実施報告書を発注者が確認した後、請求のあった日から30日以内に支払する。

10 秘密の保持

受注者は個人情報の取扱いにつき、関係法規、市条例等を遵守し厳重に取り扱うとともに、その損失・漏洩がないよう十分配慮すること。

また、本業務で知り得た個人情報は、利用目的以外に利用しないこと。

11 その他

本仕様書は、業務の大要を示すもので、定めのない事項であっても本仕様書に付随する業務又は性質上当然必要とされる業務は、誠意をもって実施し、疑義が生じた場合は市と協議し、本業務の遂行に支障がないようにすること。-